

# 雲南市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)22年度 の人件費率
23年度	人 42,279	千円 29,542,258	千円 254,546	千円 4,681,093	15.8	% 14.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

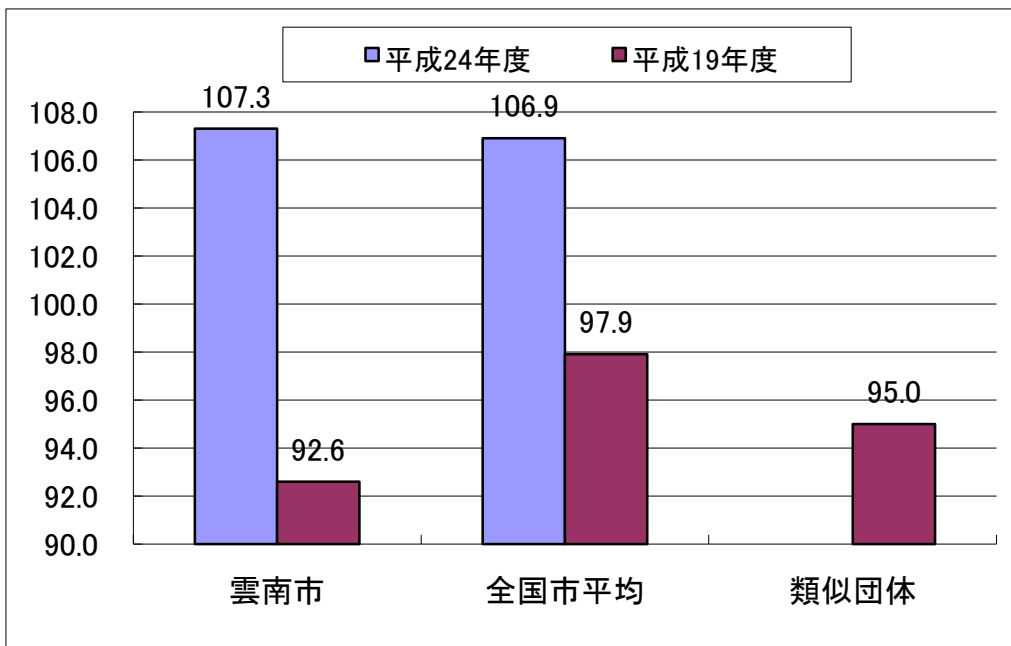
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費 B/A	(参考) 22年度平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 498	千円 1,920,096	千円 324,706	千円 697,406	千円 294,208	千円 5,908	千円 5,890

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含めない。  
2 「職員数」は、平成24年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

- ・平成24年1月1日から職員基本給を0.5～2%減額支給しています。
- ・市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ20%、15%、13%減額支給しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

## 2 一般行政職の給料表（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	170,200	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### ① 一般行政職

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
雲南市	41.6歳	325,838 円	394,169 円	363,243 円
島根県	41.6歳	336,216 円	405,122 円	363,350 円
国	42.8歳	304,944 円	—	372,906 円
類似団体	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額」(国ベースは)は、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

区 分	雲 南 市	国	県
	初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒 (171,339 円) 172,200 円	163,987 円	169,393 円
	高校卒 (139,400 円) 140,100 円	133,418 円	137,816 円

- (注) 1 ( ) 内は「給与の特例に関する条例により減額後の額です。  
 2 国の初任給は、給与改定特例法による減額措置後の額です。

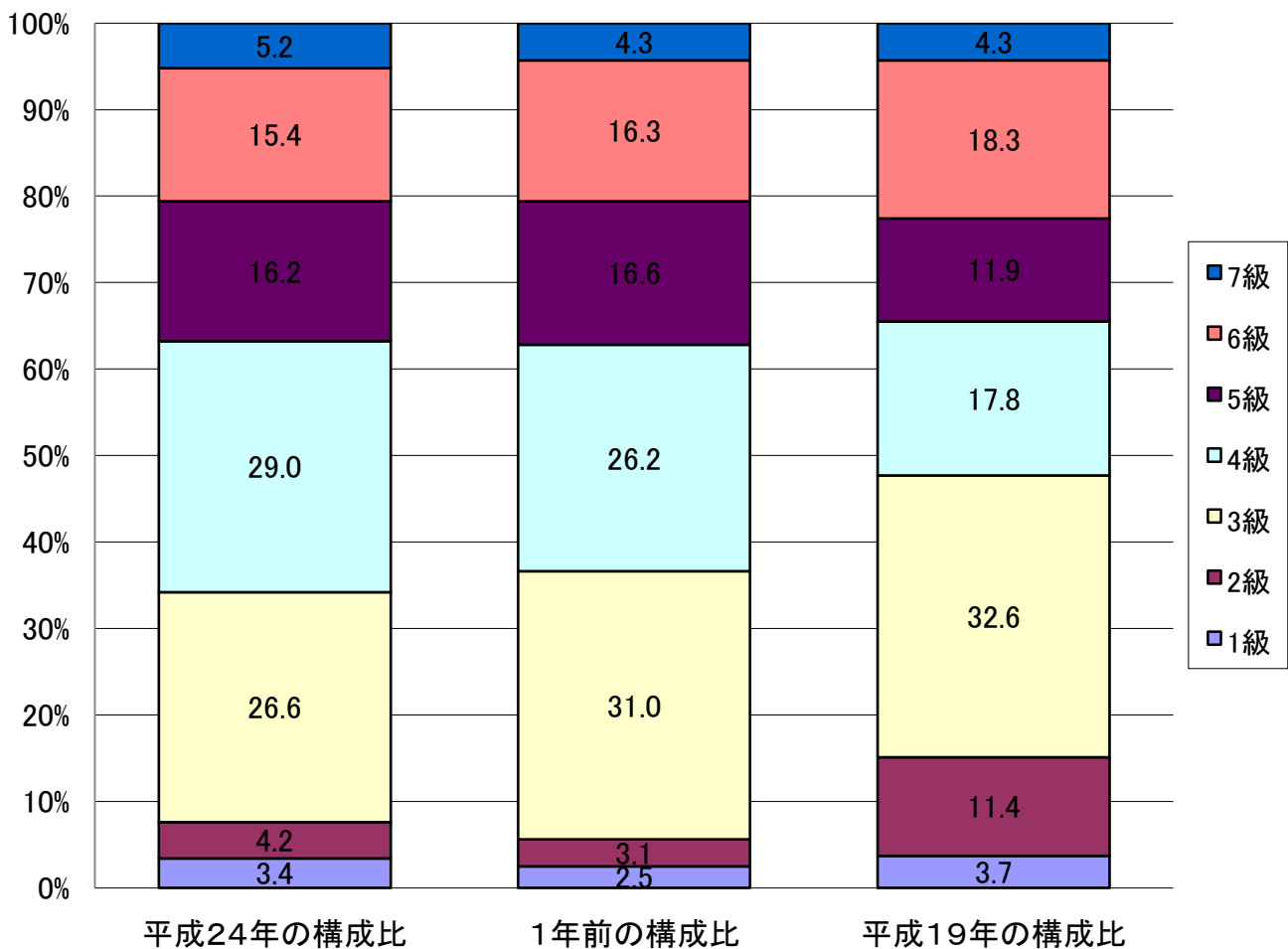
区 分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
	一般行政職	大学卒 256,863 円	306,089 円
	高校卒 214,788 円	262,437 円	309,797 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	13人	3.4%
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務	16人	4.2%
3級	副主幹若しくは副主幹技師の職務又はこれらに相当する職務	102人	26.6%
4級	主幹若しくは主幹技師の職務又はこれに相当する職務	111人	29.0%
5級	統括主幹若しくは統括技師の職務又はこれに相当する職務	62人	16.2%
6級	次長、課長、専門官、室長若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務	59人	15.4%
7級	部長又はこれらに相当する職務	20人	5.2%

(注) 1 「職員数」は、雲南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

新たな人事評価制度を構築中であり制度確立後昇給への反映を検討する予定。  
尚、昇給はその職員の職務を監督する地位のある者の証明を得て行っている。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

雲南市	県	国
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,424千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,460千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.30月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

#### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

新たな人事評価制度を構築中であり制度確立後、勤務成績が優秀な職員以上の取扱いについて反映を検討する予定。  
尚、勤務成績が良好でない職員については勤務成績に応じて反映している。（反映者実績平成23年度33人）

### (2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

雲南市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算 1人当たり平均支給額 25,040千円 5,655千円 27,080千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）

(注) 1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

### (3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度）		620千円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	1人	18%	18%
大阪市	0人	15%	15%
広島市	0人	10%	10%

## (4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	収納管理課職員	市税等の滞納整理業務に専従、従事した場合	専従職員 月額3,000円 専従職員以外 150円/1日
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	作業1回につき2,000円
死体処理従事手当	行路死病人業務従事職員	行路死亡者等の死体処理に従事した場合	勤務1回につき2,000円
放射線取扱手当	雲南市国民健康保険直営診療所に勤務する職員	放射線を取扱う作業に従事した場合	月額3,000円
福祉業務手当	福祉事務所職員	生活保護法による保護業務に従事した場合	月額3,000円
企業手当	水道局職員	水道の検査又は滞納処分その他水道業務に従事した場合	月額2,000円

特記事項 平成20年4月1日から上記全ての特殊勤務手当は支給を停止しています。

## (5) 休日時間外勤務手当

23年度	支給実績	140,229千円
	職員1人当たり平均支給年額	266千円
22年度	支給実績	123,727千円
	職員1人当たり平均支給年額	231千円

## (6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 66,197	円 233,912
住居手当	借家・借間居住者 ①家賃23,000円以下の場合：家賃－12,000円 ②家賃23,000円を超える場合：11,000円＋1/2×(家賃－23,000円) 支給限度額27,000円	同じ	—	千円 24,819	円 264,031
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km～24km以上 4,000～26,500円	異なる	交通用具の区分及び距離が異なる。	千円 68,741	円 147,198
初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給	同じ	—	千円 8,772	円 4,386,000
管理職手当	支給額 部長級 66,400円 次長級 49,900円 課長級 41,600円 主査級 33,200円			千円 55,843	円 526,823
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)12,000円以内(実働時間が6時間を超える場合18,000円以内)	同じ	—	千円 2,026	円 26,658

## 6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 長	712,000円 (890,000円)
	副市長	612,850円 (721,000円)
報 酬	議 長	413,000円
	副議長	354,000円
	議 員	328,000円
期末手当	市 長 副市長 議 長 副議長 議 員	3.0月分
退職手当	市 長 副市長	(算定方式・支給時期) 1年につき給料月額×500/100 (在任期間ごと) 1年につき給料月額×300/100 (在任期間ごと)

(注) ( ) 書きは、特例条例による減額前の額である。

## 7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況及び増減理由

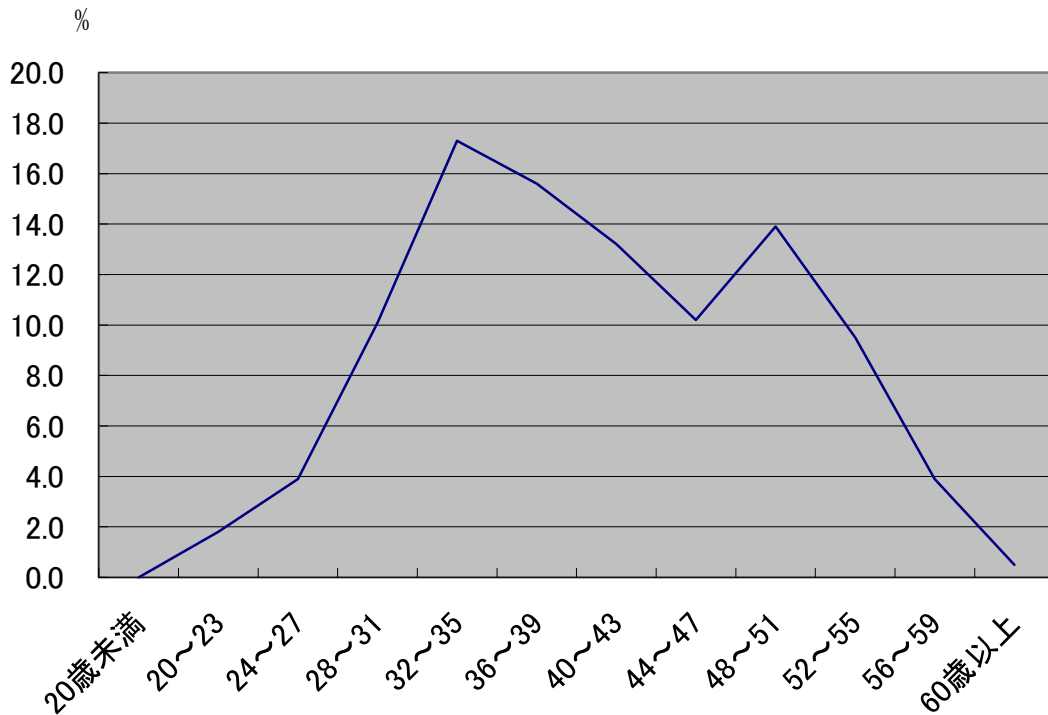
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成22年		
一般行政部門	議 会	人	人	人	
	総 務	6	6	0	
	税 務	136	137	-1	
	民 生	27	28	-1	
	衛 生	89	88	1	
	労 働	50	51	-1	
	農林水産	6	6	0	
	商 工	50	51	-1	
	土 木	6	6	0	
	小 計	49	49	0	
特別行政部門	教 育	419	422	-3	
	警 察	80	84	-4	
	小 計	80	84	-4	
公営企業等会計部門	病 院	240	243	-3	
	水 道	16	17	-1	
	下 水 道	6	7	-1	
	そ の 他	13	13	0	
	小 計	275	280	-5	
合 計		774 (909)	786 (909)	-12	参考：人口1万人あたりの職員数 183人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 ( ) 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 14	人 31	人 79	人 136	人 123	人 104	人 80	人 109	人 75	人 31	人 4	人 786

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の 増減数（率）
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	
一般行政	441	428	420	422	422	419	-22 (-5.0%)
教育	109	110	102	90	84	80	-33 (-28.2%)
普通会計	550	538	522	512	508	499	-53 (-9.4%)
公営企業等会計	53	48	46	46	278	275	232 (524.5%)
総合計	603	586	568	558	786	774	172 (128.0%)

# 1 公営企業職員の状況

## (1) 病院事業

### ① 職員給与の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考)22年度 の 人件費率
23年度	千円 4,056,249	千円 9,325	千円 1,512,434	37.3	% 36.3

#### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費 B/A	(参考)23年度平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 242	千円 976,535	千円 286,537	千円 324,142	千円 1,587,214	千円 6,559	千円 6,409

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含めない。

2 「職員数」は、平成24年4月1日現在の人数である。

#### ウ 特記事項

### ② 職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	48.6	652,019	1,170,767
医療技術員	36.9	288,442	340,393
看護師・准看護師	40.7	319,429	385,409
事務員	41.2	326,015	398,001
技能労務員	43.8	324,905	351,346

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末勤勉手当

病院事業	雲 南 市
1人当たり平均支給額 1,357千円	1人当たり平均支給額 1,376千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

#### イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

病院事業		雲 南 市		
(支給率) 自己都合	勸奨・定年	(支給率) 自己都合	勸奨・定年	
勤続20年 23.50月分	30.55月分	勤続20年 23.50月分	30.55月分	
勤続25年 33.50月分	41.34月分	勤続25年 33.50月分	41.34月分	
勤続35年 47.50月分	59.28月分	勤続35年 47.50月分	59.28月分	
最高限度額 59.28月分	59.28月分	最高限度額 59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算		その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算		
1人当たり平均支給額 2,621千円	19,034千円	1人当たり平均支給額 144千円	27,264千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。



ウ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度）		85,333 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度)		551,244 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		64.9 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療に従事した場合	役職別に月額80,000円～180,000円
医師呼出手当	医師	正規の勤務時間以外の時間に出勤を要請された場合	出勤一回につき2,500円（5,000円）
夜間看護手当	保健師、助産師、看護師、准看護師	深夜（午後10時から翌日午前5時）において行われる看護等の業務に従事した場合	その勤務時間が深夜の全部を含む場合 6,500円
			深夜における勤務時間が一部で4時間以上の場合 3,500円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 3,000円
待機手当	医師	夜間、休日等において、病院の医療業務が、宿日直及び勤務を命じられた看護師及び医療技術者のみで対応できなくなる場合に備えて、院長があらかじめ勤務時間外に待機することを命じた場合	小児科、産婦人科医師 月額50,000円
			その他医師 月額30,000円
			17:15～翌8:30 1,400円（2,600円）
			8:30～翌8:30 2,800円（5,200円）
			12:00～17:15 700円（1,300円）
		12:00～翌8:30 1,150円（2,350円）	
		訪問看護 8:30～翌8:30 1,000円	
放射線取扱手当	診療放射線技師	放射線を取り扱う作業に従事する場合	月額2,000円
医師入院手当	医師	入院患者を受け持つ場合	患者1人当たり初回に限り5,000円
		分娩に従事した場合	1分娩につき20,000円
医師派遣手当	医師	派遣診療等をした場合	管理者が別に定める

※支給単価の（ ）内の金額は年末年始における金額

エ 休日時間外勤務手当

23年度	支給実績	38,380 千円
	職員1人当たり平均支給年額	163 千円
22年度	支給実績	33,032 千円
	職員1人当たり平均支給年額	140 千円

オ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との	国の制度と異	支給実績	支給職員1人
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	19,739千円	203,498円
	配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500 円				
	1人(配偶者なし) 11,000 円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000 円				
住居手当	借家・借間居住者 ①家賃23,000円以下の場合： 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合： 11,000円+ 1/2×(家賃-23,000円) 支給限度額27,000円	同じ	-	8,517千円	315,460円

通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km~40km以上 3,000~32,600円	異なる	交通用具使用者の通勤距離区分が異なる。	23,483千円	122,949円
初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給 ①. 副院長、診療局長、部長、センター所長、次長及びセンター副所長の職員にある医師250,000円 ②. ①以外の者で免許取得4年目以上の医師300,000円	異なる	支給対象区分とその支給額が異なる。	43,964千円	3,996,694円
管理職手当	支給割合(給料月額に対して) 院長 20/100 統轄副院長及び副院長 15/100 名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長及びセンター副所長 10/100 課長、科長及び師長 7/100			18,212千円	758,848円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公支給額(勤務1回につき) 院長 12,000円 統轄副院長及び副院長 8,000円 名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長、センター副所長、課長、科長及び師長 4,000円 (実働時間が6時間を超える)	異なる	支給額が異なる	0千円	0円

(2) 水道事業

① 職員給与の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考)22年度 の 人件費率
23年度	千円 756,061	千円 2,120	千円 66,144	8.7	% 9.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費 B/A	(参考)22年度平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 11	千円 43,979	千円 6,042	千円 16,123	千円 66,144	千円 6,013	千円 5,591

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含めない。  
2 「職員数」は、平成23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

・平成24年1月1日から職員基本給を0.5～2%減額支給しています。

② 職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	43歳	342,280	501,100

③ 職員の手当の状況

ア 期末勤勉手当

水道事業		雲南市	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	1,466千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分	
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

イ 退職手当 (平成23年4月1日現在)

水道事業			雲南市		
(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年	(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年
23.50月分	33.50月分	47.50月分	23.50月分	33.50月分	47.50月分
30.55月分	41.34月分	59.28月分	30.55月分	41.34月分	59.28月分
最高限度額 59.28月分	59.28月分	59.28月分	最高限度額 59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算		その他の加算措置 退職前の職責等に応じた調整額を加算			
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	144千円	27,264千円

(注) 1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度)		千円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度
東京都 (特別区)	0人	18%	18%
大阪市	0人	15%	15%
広島市	0人	10%	10%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成23年度）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度)	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	0.0%		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業手当	水道局職員	水道の検査又は滞納処分その他水道事務に従事した場合	月額2,000円

特記事項 平成20年4月1日から上記全ての特殊勤務手当は支給を停止しています。

オ 休日時間外勤務手当

23年度	支給実績	1,303千円
	職員1人当たり平均支給年額	119千円
22年度	支給実績	1,389千円
	職員1人当たり平均支給年額	116千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	1,202千円	300,500円
住居手当	借家・借間居住者 ①家賃23,000円以下の場合：家賃－12,000円 ②家賃23,000円を超える場合：11,000円＋1/2×(家賃－23,000円) 支給限度額27,000円 持家居住者 ①新築・購入から5年間：2,500円(12月より廃止)	同じ	—	208千円	208,000円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km～24km以上 4,000～26,500円	異なる	交通用具の区分及び距離が異なる。	1,300千円	162,500円
初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	支給額 部長級 59,760円 次長級 44,910円 課長級 37,440円 主査級 29,880円			2,030千円	507,500円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)12,000円以内(実働時間が6時間を超える場合18,000円以内)	同じ	—	3千円	3,000円

# 1 職員の勤務時間その他の勤務条件

## (1) 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（参考） 雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則・雲南市職員の勤務時間に関する規程

## (2) 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養中は有給休暇。
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるとき90日以内の期間、その他市長が特に認める特定の疾患は180日、結核性疾患1年間は有給休暇とする。
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間。（無給）
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額。
特別休暇	特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由がある場合に限って与える。

（参考） 雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

## (3) 特別休暇の種類（主なもの）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の追悼行事：年各々1日
産前休暇	産前8週間以内
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間	1日2回それぞれ60分以内（満1歳まで）
夏季休暇	7月から9月までの間に3日以内
子の看護のための休暇	5日以内
生理休暇	2日以内
リフレッシュ休暇	2日以内

## 2 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

市長部局等

処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
処分事由					
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)			1		1
職に必要な適格性を欠く場 (地方公務員法第28条第1項第3号)					
その他					
合計			1		1

教育委員会

処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
処分事由					
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)			1		1
職に必要な適格性を欠く場 (地方公務員法第28条第1項第3号)					
その他					
合計			1		1

### (2) 懲戒処分者数

市長部局等

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由					
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)					
合計					

教育委員会

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由					
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)					
合計					

### 3 職員のサービスの状況

#### (1) 職員の年次有給休暇の取得状況

区分	総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
雲南市	21,581	5,690	544	10.5	26.4

(注) 対象期間 暦年(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

#### (2) 育児休業の取得状況

区分		育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
雲南市	男性職員	人	人	人
	女性職員	10		
		4		

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」の欄の上段は平成23年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成22年度から23年度にかけて引き続いている者の数

#### (3) 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
市長部局等	男性職員	人	人	人
	女性職員			
教育委員会	男性職員			
	女性職員			
計				

		介護休暇承認期間				
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下
市長部局等	男性職員	人	人	人	人	人
	女性職員					
教育委員会	男性職員					
	女性職員					
計						

#### 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 研修の状況

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	2	8	7	対象：23年度採用職員 ※島根県自治研修所
一般職員第Ⅰ課程	1	2	3	対象：経験年数3～4年の職員 ※島根県自治研修所
一般職員第Ⅱ課程	4	2	12	対象：経験年数7～10年の職員 ※島根県自治研修所
中堅職員	4	2	21	対象：概ね34歳の職員 ※島根県自治研修所
新任課長	2	2	4	対象：新たに課長になった職員 ※島根県自治研修所
新任課長 補佐研修	1	2	10	対象：新たに課長補佐になった職員 ※島根県自治研修所
選択研修	26	1～2	70	職員が自らの能力開発のため自主的に講座を選択して受講する 島根県自治研修所・市町村総合事務組合
人権・同和研修	8	1	512	市民の人権の尊重と人権問題の解決に向け市職員の共通理解を図る
男女共同参画研修	2	1	116	男女共同参画の視点に立った施策をより積極的に推進していくために職員の意識の向上を図る
接遇研修	1	2	3	職員の応接態度の向上を図る ※島根県自治研修所
新規採用職員地域研修 (聞き書き文集作成)	1	5ヶ月	8	職員が地域に訪問・聞き取りし、文集にまとめることにより職務に役立つ様々な能力を習得する

(注) 1 研修の状況は、平成23年4月1日～平成24年3月31日の数値。

2 「島根県自治研修所」とは、県職員と市町村職員の研修をする機関。市町村が島根県へ業務を委託している。



## 5 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)
市長部局					1	1	2	9	5
教育委員会								19	0

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	実専任者数 (箇所)	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数 (箇所)
					設置すべき事業場数 (箇所)	うち設置事業場数 (箇所)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち設置事業場数 (箇所)	
市長部局	1	1	1	1	1	1			
教育委員会									

### (2) 職員のための福利厚生活動事業費

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
安全衛生委員会の開催	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会を開催し職場環境・衛生管理について検討し対策を協議した。	0
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスに関する意識向上を図るためメンタルヘルス講演会を開催した	0
島根県市町村職員互助会事業 島根県教職員互助会事業	職員の相互救済及び福利の増進を図るため、医療費給付、育児休業助成、災害見舞金、施設利用助成等を行っています。 ※島根県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合島根支部ホームページにおいて詳細を公表しています。	2,583
職員互助会	雲南市役所においては職員の福利厚生を目的とした独自の「互助会」「共済会」を設置していません。よって公費の支出実績はありません。	0
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	5,600
特殊健康診断事業	特にVDT(ヴァジュアルディスプレイターミナル)作業の多い職員、頸肩腕検診(給食センター職員)及び石綿健診を行った。	90
合計		8,273

	対象者	受診者
定期健康診断	人 779	人 730

※ 人間ドック受診者を含む

# I 職員の競争試験及び選考の状況

## 1 競争試験

### (1) 採用試験(市役所)

試験区分	受験資格	試験日程				試験内容		
		受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
一般事務職 (大学卒業程度)	1. 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生れた者 2. 学歴は問いません	平成24年7月18日～8月17日まで	平成24年9月16日	平成24年11月3日	平成24年11月23日	教養試験 事務適性検査 職場適応検査	集団討論 作文試験	個別面接
一般事務職 (高校卒業程度)	1. 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生れた者 2. 大学卒業(見込み)者は受験できません							
保健師	1. 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生れた者 2. 保健師の資格を有する方(平成25年3月末までに取得見込みを含む) 2. 学歴は問いません							
保育士 幼稚園教諭	1. 昭和57年4月2日以降に生まれた方 2. 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方(平成24年3月末までに取得見込みを含む)							
文化財	1. 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生れた者 2. ①大学または大学院で、考古学または歴史学を専攻して卒業(修了)若しくは平成25年3月31日までに卒業(修了)見込みの人 ②大学または大学院を卒業(修了)したのち、発掘調査員に相当する職に6ヶ月以上勤務した経験のある人	平成24年8月13日～9月10日	平成24年9月21日	平成24年10月6日		書類選考	面接	

イ 試験実施結果

試験区分	採用 予定	性別	受験申 込者数	受験者数(B)					受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(E)					最終合格率 (E)/(B)	最終倍率 (E)/(D)	採用者数
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計			
一般事務職 (大学卒業程度)	若干名	男	36	26				26	72.2%	5				5	1				1	3.8%	26.0	1
		女	16	12				12	75.0%	2				2	2				2	16.7%	6.0	2
		計	52	38				38	73.1%	7				7	3				3	7.9%	12.7	3
一般事務職 (高校卒業程度)	若干名	男	9		1	7		8	88.9%			4		4			1		1	12.5%	8.0	1
		女	7		4	3		7	100.0%					0					0	0.0%	0.0	0
		計	16		5	10		15	93.8%			4		4			1		1	6.7%	15.0	1
保健師	若干名	男						0					0					0	0.0%	0.0	0	
		女	13	10	2			12	92.3%	3	1			4	1	1			2	16.7%	6.0	2
		計	13	10	2			12	92.3%	3	1			4	1	1			2	16.7%	6.0	2
保育士 幼稚園教諭	若干名	男	5		4			4	80.0%		1			1					0	0.0%	0.0	0
		女	23	9	13			22	95.7%	5	1			6	2				2	9.1%	11.0	2
		計	28	9	17			26	92.9%	5	2			7					2	7.7%	13.0	2
文化財専門職員	若干名	男	20	20				20	100.0%	3				3	2				2	10.0%	10.0	2
		女	11	11				11	100.0%					0					0	0.0%	0.0	0
		計	31	31				31	100.0%	3				3					2	6.5%	15.5	2
合計		男	70	46	5	7	0	58	82.9%	8	1	4	0	13	3	0	1	0	4	6.9%	14.5	4
		女	70	42	19	3	0	64	91.4%	10	2	0	0	12	5	1	0	0	6	9.4%	10.7	6
		計	140	88	24	10	0	122	87.1%	18	3	4	0	25	8	1	1	0	10	8.2%	12.2	10